



希望の大地から未来の花咲く いわいすみ

岩泉町新型コロナウイルスワクチン 接種実施計画

岩泉町

〔令和5年11月1日改訂〕

※ 本資料は、現時点での計画内容であり、今後、国の通知、事業の検討・調整状況により、内容を変更することがあります。

本計画では、新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチン（以下「2価ワクチンという。」を使用した追加接種の開始に伴い、新型コロナウイルスのオリジナル株に対応した従来の1価ワクチンを「従来ワクチン」と記載する。また、12歳以上用のファイザー社の従来ワクチンを「12歳以上用ファイザー社ワクチン」と記載する。

1 計画の目的と方針

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

そのため、本町においては、ワクチン接種が円滑に行われるよう医療機関等の関係機関と連携し接種体制を構築するため、本計画を策定するものである。

なお、本計画は、ワクチンの供給量や接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(2) 計画の前提条件

本計画は、次のワクチンを使用した接種を想定する。

- ①12歳以上ファイザー社ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：12歳以上の初回接種（1回目及び2回目接種）及び第1期追加接種（3回目）、第2期追加接種（4回目）
- ②モデルナ社の従来ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：12歳以上の初回接種、18歳以上の第1期追加接種、第2期追加接種
- ③5～11歳用ファイザー社ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：5～11歳の初回接種及び第1期追加接種
- ④12歳以上用ファイザー社2価ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：12歳以上の令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種
- ⑤モデルナ社の2価ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：12歳以上の令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種
- ⑥6か月～4歳用ファイザー社ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：生後6か月以上～4歳以下の初回接種
- ⑦5～11歳用ファイザー社2価ワクチン ※令和5年9月19日終了
対象：5～11歳の令和5年春開始接種
- ⑧12歳以上用オミクロン株（XBB.1.5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン
対象：12歳以上の初回接種及び追加接種
- ⑨オミクロン株（XBB.1.5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン
対象：12歳以上の追加接種

⑩ 5～11歳用オミクロン株（XBB.1.5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン

対象：5～11歳の初回接種及び追加接種

⑪ 6～11歳用オミクロン株（XBB.1.5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン

対象：6～11歳の追加接種

⑫ 乳幼児用オミクロン株（XBB.1.5）対応ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン

対象：生後6か月以上～4歳以下の初回接種及び追加接種

⑬ 乳幼児用オミクロン株（XBB.1.5）対応モデルナ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン

対象：生後6か月以上～5歳以下の初回接種

供給されるワクチン量

令和6年3月31日までの接種に必要なワクチン量が全て供給されると想定し策定している。

（3）実施期間

令和3年4月12日から令和6年3月31日まで

（4）策定方針

本計画策定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ・本計画は、医療関係機関等、関係機関と協議を行いながら策定するものとする。
- ・接種実施医療機関等においては、接種以外の診療における感染防止対策及び蔓延防止措置も念頭におくものとする。
- ・町は、接種実施医療機関等において、通常の診療に過度な負荷が生じないように配慮するものとする。

2 接種対象者

(1) 対象者の範囲

接種希望者は、原則、居住地（住民票所在地）での接種となる。

ただし、長期入院・長期入所しているなどのやむを得ない事情による場合には、例外的に居住地（住民票所在地）以外でワクチンを接種することができる。

(2) 接種費用

無料（接種を受ける際の費用は、全額公費負担とする。）

(3) 接種対象者数

令和4年9月30日現在の住民基本台帳人口8,357人から、国の算定方法により算出した生後6か月未満を除く接種対象者の概数は8,348人である。

区 分		算 定 方 法	概 数
接 種 対 象 者	① 医療従事者等	総人口の3%	250人
	② 高齢者	住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	3,833人
	③ 基礎疾患を有する方	総人口の6.3%として試算	526人
	④ 高齢者施設等従事者	総人口の1.5%として試算	125人
	⑤ 上記以外の方	上記以外の生後6か月以上の者	3,614人
生後6か月以上の接種対象者全体数〔①+②+③+④+⑤〕			8,348人
⑥ 接種対象外（生後6か月未満）			9人
総人口		①+②+③+④+⑤+⑥	8,357人

(4) ワクチン接種の順位

①初回接種（1回目及び2回目接種）

重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保等を踏まえ、国が公表した接種順位に基づき、(ア) 医療従事者等、(イ) 高齢者(接種日時点に65歳以上に達する方)、(ウ) 65歳未満で基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者、(エ) 上記以外の方の順に初回接種を実施する。

②第1期追加接種（3回目接種） ※令和5年3月31日終了

初回接種から、ファイザー社ワクチン又はモデルナ製ワクチンについては3か月以上、5～11歳用ファイザー社ワクチンについては5か月以上の

間隔を空けて、(ア) 医療従事者等、(イ) 高齢者(接種日時点で 65 歳以上に達する方)、(ウ) 12 歳以上 65 歳未満で基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者、(エ) 上記以外の方の順に第 1 期追加接種を実施する。

③第 2 期追加接種(4 回目接種) ※令和 5 年 3 月 31 日終了

第 1 期追加接種から 3 か月以上の間隔を空けて、(ア) 接種日時点で 60 歳以上に達する方、(イ) 18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患を有する方、(ウ) 18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者の順に第 2 期追加接種を実施する。

④令和 4 年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種) ※令和 5 年 9 月 19 日終了

初回接種、第 1 期追加接種又は第 2 期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から 3 か月以上の間隔を空けて、(ア) 医療従事者等、(イ) 高齢者(接種日時点で 65 歳以上に達する方)、(ウ) 12 歳以上 65 歳未満で基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者、(エ) 上記以外の方の順に令和 4 年秋開始接種を実施する。

⑤令和 5 年春開始接種 ※令和 5 年 9 月 19 日終了

令和 5 年春開始接種については、初回接種、第 1 期追加接種、第 2 期追加接種又は令和 4 年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から 3 か月以上の間隔を空けて、(ア) 医療従事者等、(イ) 高齢者(接種日時点で 65 歳以上に達する方)、(ウ) 12 歳以上 65 歳未満で基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者の順に令和 5 年春開始接種を実施する。

なお、オリジナル株又はオミクロン株に係る注射であって、初回接種、第 1 期追加接種、第 2 期追加接種又は令和 4 年秋開始接種に相当する注射を受けた者についても、令和 5 年春開始接種の対象者とする。

⑥令和 5 年秋開始接種

令和 5 年秋開始接種については、被接種者が最後に受けたものの完了から 3 か月以上の間隔を空けて、(ア) 高齢者(接種日時点で 65 歳以上に達する方)、(イ) 生後 6 か月以上 65 歳未満で基礎疾患を有する方の順に令和 5 年秋開始接種を実施する。

(5) 接種計画

①接種開始当初は、ワクチン供給量が限られていること、また、クラスター発生の危険性抑止の観点から、高齢化率の高い地区から高齢者の接種を開始し、並行して高齢者施設等入所者(施設職員含む)の接種を行う。〔接種当日にワクチン廃棄が生じる場合、高齢者施設従事者等も接種を行う。〕

②対象者に対して極めて少ないワクチン量で接種を始めることは、予約が殺到して混乱を招く恐れがあるため、最低でも週 2 箱以上を安定して供給

できる見通しが立った際に個別接種を開始することとする。(週1箱単位でのワクチン供給が続く場合は、状況を見極めながら集団接種中心で行うものとする。)

個別接種と集団接種の併用を開始する時期は、週3箱以上を安定して供給できる見通しが立ったときとする。

- ③接種間隔の間違いを防止するため、1回目の接種を終えた方には、終了直後に2回目の接種日を再確認することとする。
- ④第1期追加接種、第2期追加接種及び令和4年秋開始接種のうち追加接種については、前回の接種日から3か月以上経過した時点で実施する。
- ⑤令和5年春開始接種のうち、追加接種については、前回の接種日から3か月以上経過した時点で実施する。
- ⑥令和5年秋開始接種のうち、追加接種については、前回の接種日から3か月以上経過した時点で実施する。

(6) 住民票所在地以外での接種を行う場合

原則として、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることになるが、長期入院・長期入所しているなどのやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチンを接種することができる。

[国が示したやむを得ない事情となる例]

①	出産のために里帰りしている妊産婦
②	遠隔地へ下宿している学生（遠隔地の詳細は未定）
③	単身赴任者 等
④	他市町村での入院・入所者
⑤	基礎疾患を持っており、他市町村にいる主治医のもとで接種を受ける場合
⑥	災害による被害を受け、他市町村に住んでいるもの
⑦	拘留または留置されているもの、受刑者 等
⑧	その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者

なお、①～③の場合は市町村への申請が必要となり、申請方法については詳細が決まり次第、周知することとする。

3 接種体制

(1) 基本方針

本町においては、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての町民にワクチン接種できる体制を構築する。

ワクチンの供給量、接種状況等に応じて、適時、集団接種・巡回接種・個別接種の3つの最適化を図りながら、接種を実施する。

(2) 集団接種

済生会岩泉病院を実施医療機関とし、集団接種を行う。

1 会場を済生会岩泉病院とするもの

①開設日時	日曜日 9時30分から16時00分までを基本として、必要に応じて増減する。
②接種可能件数	420人/日程度
③送迎支援	原則、自家用車及び家族からの送迎や町民バスの利用をお願いするが、それが困難な方には、個別に無料バス送迎、タクシー等での最寄りバス停送迎等の相談に応じる。

2 会場を済生会岩泉病院以外とするもの

①開設日時	土、日曜日及び祝日 9時30分から16時00分までを基本として、必要に応じて増減する。
②接種可能件数	1,000人/日程度
③送迎支援	原則、自家用車及び家族からの送迎や町民バスの利用をお願いするが、それが困難な方には、個別に無料バス送迎、タクシー等での最寄りバス停送迎等の相談に応じる。

(3) 巡回接種

本町においては、ワクチン供給量及び高齢者への接種状況を見極めながら、実施医療機関である済生会岩泉病院、関係施設の協力により巡回接種を行う。(施設職員への接種含む。)

① 巡回接種	特別養護老人ホーム百楽苑、グループホームいわいずみ、あお空グループホームおもと、グループホームよろこび、小規模多機能センターあお空
② サテライト型医療施設での接種	老人保健施設ふれんどリー岩泉
③ かかりつけ医等や町外入院、入所者への接種	町外医療機関等と協議・相談

(4) 個別接種

ワクチン供給量が安定したタイミングで実施する。

4 副反応への対応

(1) 接種前

予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応、まれに生じる重い副反応、及び予防接種健康被害救済制度について、適切な説明を行い、文書同意を得た場合に限り、接種を実施する。

(2) 接種後の観察

15分から30分間、接種場所付近で経過観察を行い、副反応が起きた際に速やかに対応できる体制を構築する。

(3) 副反応の発生が疑われる症例が発生した場合

- ①接種後、副反応を疑う体調の変化があった場合は、接種医又は、かかりつけ医に相談する。
- ②副反応を疑う体調の変化があった際は、診察を行った医師は、厚生労働省の通知に基づき「副反応疑い報告」を行う。
- ③副反応に関する相談窓口は、岩手県コールセンター[☎0120-895-670]で対応する。

(4) 健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生した場合

予防接種法に基づく健康被害救済制度に基づき、申請者は、必要な書類を揃えて町を通して国へ請求し、厚生労働大臣が認めた場合、医療費や障害年金等の救済給付が受けられる。

5 町民への周知と相談窓口

町広報紙、町公式ホームページ、IP 告知端末（ぴーちゃんねっと）、防災行政無線等の様々な媒体を通じ、町民への周知・呼びかけを行う。

相談窓口として次のとおり設置し、町民からの相談や問合せ、予約受付等に対応する。

令和3年4月8日開設

『岩泉町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口』

〔岩泉町役場 健康推進課 健康推進室内〕

- 直通電話 0194-32-3651 ・ 0194-32-3652
 090-9016-1554
- ぴーちゃんねっと 00-0230 ・ 00-0232

6 その他

本計画に定めのない事項は、関係機関と協議し、決定するものとする。

施行日	令和3年3月31日
第1回改訂	令和3年6月15日
第2回改訂	令和3年8月31日
第3回改訂	令和4年1月18日
第4回改訂	令和4年4月4日
第5回改訂	令和4年5月25日
第6回改訂	令和4年7月22日
第7回改訂	令和4年9月21日
第8回改訂	令和4年10月21日
第9回改訂	令和5年5月8日
第10回改訂	令和5年9月20日
第11回改訂	令和5年11月1日